

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年6月25日（月）午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員（10人）

会長	1番	星	山	隆	啓
会長職務代理者	2番	山	本	光	雄
委員	3番	日	下	正	人
	4番	笠	井	博	美
	5番	國	原	和	彦
	6番	長	江	操	
	7番	大	西	克	史
	8番	森	本	允	補
	9番	大	仲	香	織
	10番	松	長	護	
農地利用最適化 推進委員（4人）	高樋地区	11番	河	原	功
	嵯峨地区	12番	大	岩	和久
	宮前東地区	13番	池	田	吉信
	宮前西地区	14番	中	野	實

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

書記 池上美紗子

7. 会議の概要

- 事務局 ただ今から、平成30年6月総会を開会いたします。
はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございました。
- 本日の出席委員は、全委員10名が出席しておりますので、総会は成立しております。
- それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。
- 議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- それでは、4番笠井博美委員、5番國原和彦委員にお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。
- それでは、日程第3の議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。
- 事務局より、議案第11号の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件でございます。議案第11号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。
- 佐那河内村長より平成30年6月15日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が4件、新規の利用権設定の計画が2件で、面積は、7,030m²です。
- 【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】
- 整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。
- 土地の所在地については、[REDACTED]94番、現況 田、1,280m²、[REDACTED]132番、現況 田、360m²で、利用目的は、水稻です。借賃については、10aあたり9,147円であり、2筆で15,000円になります。始期は平成30年7月1日から終期は平成31年6月30日の1年契約です。計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
- 補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 3番 場所は、根郷集会所から入っての嵯峨方面に続く十字路を右に曲がって少し行った所の田んぼになります。今、稻がもう植わっている状態です。期間については、1年ということですが、[REDACTED]さんもいつまで出来るかわからな

いということでとりあえず1年更新でということでした。以上です。

議長 ありがとうございました。何かご質問はありますか
それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて所有者・耕作者同じですので、整理番号2と整理番号3についてあわせて、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]160番、現況 田、793m²で、利用目的は水稻です。始期は平成30年7月1日から終期は平成35年6月30日の5年契約です。

整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]115番1、現況 田、562m²で、利用目的は水稻です。始期は平成30年7月1日から終期は平成35年6月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8番 はい。この[REDACTED]160番については、もうすでに稲が植わっている状態です。[REDACTED]115番については現地は確認していませんが、所有者の[REDACTED]さんに確認したところ[REDACTED]さんにもう頼んでありますということで異議ないと思います。

11番 [REDACTED]115番1は以前も[REDACTED]さん借りていましたよね。再設定ではないですか。

事務局 期間が1年以上空いておりましたので、新規の取扱いにさせてもらっています。

議長 前に別の議案で保留になった方ですね。

8番 今回は賃料もなにもない。0です。

議長 使用貸借権ですね。ただだから大丈夫と。

13番 迷惑をかけていないのならいいのではないですか。

8番 誰かに借りてもらわないと自分で草刈りもすべてしなければいけないですからね。

議長 この方は、全部で2町くらいの面積になりますかね。それだけ耕作する設備、機械等はもっているんですか。

8番 今朝も[REDACTED]の向かいの田んぼの畦草を刈っていました。耕作する気は

あるようです。苗もおいてありました。所有者は自分では出来ないようなので草さえ生えなければいいのではないですか。

議長 今までちょっと問題になっていたのは、賃借料を払っていないということだったんですかね。

8番 そうですね。

議長 今回は使用貸借権ということで。5年というのは長い気もしますが、両者が納得されているならば仕方ないですか。

整理番号2、3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2、3は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]50、現況 畑、1, 568m²で、利用目的は菜の花です。借賃については、10aあたり12, 755円で、一筆あたり20, 000円です。始期は平成30年7月1日から終期は平成31年6月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

2番 場所は、大黒でんだいの中辺橋を渡って、[REDACTED]の前です。菜の花をするということで、冬に作る予定とのことで今は草がかなりはえていましたが、[REDACTED]さんはずっと菜の花をつくってきていますし、再設定と言うこともあって問題はないかと思います。

期間は[REDACTED]さんも高齢なので1年でということです。以上です。

議長 今は草がだいぶ生えているところですね。

2番 冬場に作るということでしたからね。

13番 前は夏にシソも作っていましたが、高齢で大変になったようですね。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5の権利の種類につきましては使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]55番3、現況 畑、130

m^2 、■59番1、現況 畑、 $636m^2$ 利用目的はきゅうりです。
始期は平成30年7月1日から終期は平成35年6月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

3番 場所が大宮神社から神山方面へまっすぐ進んで2つ目の潜水橋をわたって左に曲がったところにパイプハウスがあってそこになります。利用目的がきゅうりになっていますが、現在はかぼちゃを作っています。管理も出来ているので大丈夫かと思います。以上です。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号6の権利の種類につきましては賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■さん、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■さんです。土地の所在地については、■15番、現況 樹園地、1,084 m^2 、■16番、現況 樹園地、257 m^2 、■16番2、現況 樹園地、360 m^2 で、利用目的はキウイフルーツです。

借賃については、10aあたり17,638円。3筆で30,000円です。始期は平成30年7月1日から終期は平成33年6月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願ひします。

5番 ■さんについてですが、息子さんが60歳くらいになるのですが、勤めています農業はやらないそうです。このキウイフルーツの畑は、辞めて2、3年になります。今回でているのはこの■さんの畑の部分的なものです。

それと、借り手の■さんは定年で仕事を辞めて農業、キウイをしている方です。

場所は、丸田から東山方面へうちの家の向かいぐらいです。地図ですとこの集落のあるところが荒瀬地区で■さんや■さんのお家があるところがあって、ここから橋を渡って東山の方へのぼっていく道のつきあたった所を右にいくと東山の集会所があります。そこを上方に登って行く道で、初めて行くような人は危ないような所です。前は、地図の三本松の農地の下のあたりに林道がありますが、これは位置的には畑の上の道になります。ここの横についているのが上嵯峨に向かう本街道になっていて、ここと集会所に向

かう道が最近繋がっているようで、この道がだいぶ傾斜になっています。

今は管理しているのですが、キウイを3年くらい放っておいたら大変なことになります。今借りている所は非常に丁寧にしているんですけども、その隣は、ここは借り手居らんという所があるんですけども、ここはもうすごいことで1年くらいの期間を棒に振って手入れしないとどうしようもないというような所です。そこは今回借りる所には入っていません。

場所と現状はこんなですが、これをなんとかやるということで、■さん一生懸命やっている方なので承認をよろしくお願ひいたします。

議長　ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

14番　作ってくれるだけでもありがたいような土地ですね。荒らすよりも。

5番　これは大変ですよ。

議長　キウイは支柱はあるんですか。

5番　棚はあるんですが、2、3年放置したらもうジャングルです。手間をだいぶ入れて1度小さくきれいに剪定して1年間遊ばせたら元に戻るかと思いますが、それがなかなか。

この周辺にはこんな風にキウイを辞めたところが2、3件あります。それとここは鹿が来るそうです。鹿、イノシシ、猿と来るのでみかんやすだちは作れない。キウイはまだ猿の被害くらいなのでなんとかということです。

14番　猿の被害くらいというてもなかなか。苗を植えないといけないのですか。

5番　手間を入れれば綺麗に元には戻ります。大変ですが。

議長　キウイは人気があるけどなかなか難しいのですね。

5番　なにせ場所がすごいところです。

14番　応援しないといけないくらいですね。

13番　手間はひとりで頑張っているのですか。

5番　はい。秋、冬の剪定の時に人手がほしいとのことでした。誰かおりましたら、そちらもよろしくお願ひします。

議長　それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長　異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局　特にありません。

議長　報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、他の件についてご発言があればお願ひいたします。

(発言なし)

議長　よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年6月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 笠井 博美

佐那河内村農業委員会委員 国原 和彦